

次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づく
行動計画

男性も含め社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 3 月 10 日 ~ 2029 年 3 月 9 日までの5年間
2. 内容

目標 1 : 育児休業等の制度、育児休業給付金の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 2024 年 2 月~ 育児休業制度等に関する規程等を作成し社員に周知

目標 2 : 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、
円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2024 年 2 月~ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業
給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2024 年 2 月~ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

アンツエンジニアリング株式会社
2024.02.05